

木津川市告示第128号

木津川市防鳥用ネットの貸与及び譲渡に関する要綱を次のように定める。

平成30年11月27日

木津川市長 河井 規子

木津川市防鳥用ネットの貸与及び譲渡に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、可燃ごみの拠点回収場所（専ら一つの集合住宅の居住者が使用するものを除く。以下「拠点」という。）において使用する防鳥用ネット（以下「用具」という。）を予算に定める範囲内で貸与することにより、カラス等によるごみの飛散を防止し、ごみの適切な排出及び収集を促進することで公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 用具の貸与を受けることができる者は、拠点を管理する市内の行政地域、区、自治会、町内会及び組（以下「行政地域等」という。）の代表者とする。

(貸与の要件)

第3条 貸与の要件は、次のとおりとする。

- (1) 3世帯以上が利用する拠点で使用する事。
- (2) 過去3年度（貸与を受けようとする日が属する年度を含む。）の間に用具の貸与を受けていないこと。
- (3) 貸与を受けた用具及び当該用具を使用する拠点を行政地域等及び利用者が協力して適正に管理すること。
- (4) 貸与を受けた用具を第1条の目的以外に使用しないこと。

(5) 貸与を受けた用具の補修等が生じた場合、その費用を負担すること。

(貸与する用具)

第4条 貸与する用具は次のとおりとし、原則として一つの拠点につき、いずれか1枚とする。

(1) 防鳥用ネット小 2メートル×3メートル

(2) 防鳥用ネット大 3メートル×4メートル

(貸与の期間等)

第5条 貸与の期間は、用具を貸与した日から1年（以下「貸与期間」という。）とする。

2 用具の貸与は無償とする。

(貸与の申請)

第6条 用具の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防鳥用ネット貸与申請書（別記様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

(貸与の決定及び受領)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合、申請書の内容が第3条各号の貸与の要件を満たすと認めるときは、貸与を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、防鳥用ネット貸与決定通知書（別記様式第2号）により通知するとともに、市長が指定する場所において用具を引き渡すものとする。

3 用具を受領した使用者は、防鳥用ネット貸与物品受領書（別記様式第3号）を市長へ提出するものとする。

(貸与の取消し)

第8条 市長は、用具を貸与した使用者が次のいずれかに該当するときは、用具の貸与を取り消すことができる。

(1) 使用者が、偽りその他不正な手段により貸与の決定を受けたとき。

(2) 第3条の貸与の要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により用具の貸与を取り消したときは、防鳥用ネット貸与取消決定通知書（別記様式第4号）により使用者に通知するものとする。

(届出事項)

第9条 使用者が貸与期間中に次のいずれかに該当するときは、防鳥用ネット貸与物品返還・破損等届（別記様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 用具を返還するとき。
- (2) 用具を破損又は紛失したとき。

(用具の譲渡)

第10条 貸与期間を経過し、かつ使用者が継続して貸与を受けた用具を第1条の目的に供することを希望する場合、市長は当該用具を無償で使用者に譲渡するものとする。

2 市長は、使用者から貸与期間中に前条の規定に基づく届出がない場合、前項の希望があるものとみなす。

(譲渡後の遵守事項)

第11条 用具の譲渡を受けた使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 用具を第1条の目的以外に使用しないこと。
- (2) 用具を他者に譲渡及び売却しないこと。
- (3) 用具が不要になった場合は、譲渡を受けた使用者が責任をもって処分すること。

(免責)

第12条 用具の使用に起因して生じた事故及び損害については、市は責任を負わないものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。